

保護者の皆様へ

京都市立洛西陵明小中学校  
校長 向 段 新

## 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時まで解除になった場合 5校時（1stステージ13時45分/2nd・3rdステージ13時30分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時まで解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時まで解除になった場合 3校時（全学年10時40分）から始業  
（1～6年生は集団登校→いつもの時間にプラス2時間して出発）
  - ・午前11時まで解除になった場合 5校時（1stステージ13時45分/2nd・3rdステージ13時30分）から始業（給食は中止）  
（1～6年生は集団登校→いつもの時間にプラス5時間して出発）
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

#### 3 レベル3 大雨警報が発表された場合

レベル3 大雨警報が発表されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、長期間の継続が見込まれる場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、すぐーる・学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

裏面あり

#### 4 水害の避難指示の発令、レベル5 氾濫特別警報が発表された場合について

本校の校区である、福西学区、竹の里学区は、水位周知河川である「小畑川」の避難情報の発令対象地域です。福西学区、竹の里学区のいずれかに避難指示が発令された場合には、「2 暴風警報について」に準じた措置を取ります。

また、桂川下流等の洪水予報河川に「レベル5 氾濫特別警報」が発表された場合は、校区外の洪水予報河川であっても、児童生徒・教職員の安全に重大な影響が及ぶ恐れがあることから、「1 特別警報について」に準じた措置を取ります。

#### 【参考】避難情報の名称について

「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

#### 5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、校区の被災状況・通学路等の安全を確認して、帰宅させるかどうか決定します。不測の事態や特別警報においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこととします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。